

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社オートサーバーと称し、英文ではAUTOSERVER CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報ネットワークにおけるコンピュータ通信システムを利用した自動車に関する情報処理ならびに情報提供業務
- (2) コンピュータシステムの企画、開発、販売ならびに保守業務
- (3) 通信業務システムに関するコンサルティング業務
- (4) 自動車の販売、買取ならびに査定業務
- (5) 自動車部品、用品、付属品の売買、受託販売
- (6) 各種催事・オークションの企画、管理ならびに運営業務
- (7) マーケティングリサーチ及び経営情報等各種情報の調査、収集、分析ならびに提供業務
- (8) 古物及び中古品の売買、受託販売
- (9) 貨物運送取扱事業
- (10) 前各号の事業への投資
- (11) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,560万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所および取次所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、株主の権利行使の方法、その他株式または新株予約権に関する取扱いならびに手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合において、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第18条 当社の取締役は、7名以内とする。
2. 前項の取締役のうち、当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(選任の方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 当社の取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定することができる。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる

(招集権者および議長)

第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集の手続)

第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、

取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名をする。

2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規程)

第28条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(招集の手続)

第31条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第34条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任の方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過して受領されない場合、当社は支払の義務を免れる。

【改訂日】

1. 平成27年11月5日作成

2. 平成27年12月9日改訂
3. 平成28年5月23日改訂
4. 平成28年6月27日改訂
5. 平成28年12月12日改訂
6. 平成29年10月20日改訂
7. 令和3年4月30日改訂
8. 令和5年3月3日改訂
9. 令和5年3月30日改訂